

豊見城市立上田小学校 学校いじめ防止基本方針



令和4年4月
豊見城市立上田小学校

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月 豊見城市立上田小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、人権尊重の理念のもと、本校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 基本的な考え方（基本理念）

（1）いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

（2）いじめ防止等のための対策の基本理念

本校は、全ての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ① いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行う。
- ③ いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であり、全力で解決に当たる。
- ⑤ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努める。

2 いじめ防止等のための組織（第22条）

いじめの防止等を実効的に行うため、「校内いじめ対策委員会」を設置し以下の機能を担う。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、学年代表、尚、必要に応じて、スクールカウンセラー、主任児童員、学校評議員、PTA 会長、関係機関の専門家を参集する。

【活動内容】

いじめ防止基本方針の策定と取り組みの実施・進捗状況の確認・定期的検証、いじめ事案に対する対応、関係機関との連携、保護者への対応、いじめ発見のためのアンケート調査、金銭に関するアンケート調査、いじめに関する指導資料の提供、教職員研修、教職員の共通理解と意識啓発、児童保護者地域に対する情報発信と意識啓発、重大事態への対応。

【開催】

月1回を定例とし、いじめ事案発生の際は緊急開催とする。

※ 生徒指導委員会と兼ねる。

3 「いじめの防止」について

◎ 「いじめ防止」の基本

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も合理的で有効な対策である。また、いじめの起こりにくい学校にするためにまず、以下の3点を基本とする。

- 1 子どもたちのよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- 2 小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 3 教職員が、子どもの一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

(1) 教職員

道徳教育、人権教育、児童指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

①学習指導の充実

- ・わかる授業づくりに努め、一人一人が成就感や充実感をもてる授業を実践する。
- ・学習規律の確立に努める。

②道徳教育の充実

- ・「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にすると他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。
- ・児童会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

④学級経営の充実

- ・あらゆる場面において規律正しい態度の育成に努める。
- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、「人権の日」の取り組みや様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。
- ・全教育活動を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童一人一人が、自己肯定感や自己有用感を高められるようにする。

⑤その他

- ・教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- ・人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ・効果的な校内研修の方法を工夫する。

- ・家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。
- ・人権を大切にする心、勤労観、職業観、ふるさとを愛する心などを就学前から系統的に育む。
- ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」の「いじめ問題の取り組み点検表（教師用・学校用）」を定期的に活用し、PDCAのサイクルに沿った取り組みの点検を行う。
- ・一人で抱え込まず、養護教諭、スクールカウンセラーや外部機関の協力を得る。

（2）児童

- ①年間を通して、友人関係、集団づくり、社会性の育成などのために社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、児童が自ら気づく、学ぶ機会を提供していく。
- ②他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく。
- ③児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する（児童会によるいじめ撲滅の宣言など。）
- ④進んで体験活動に取り組む。

（3）保護者（地域）

- ①児童の話に耳を傾け、児童の学校での様子を把握するとともに、家での居場所づくりに努める。
- ②児童の基本的な生活習慣の育成に努める。
- ③自己肯定感や自己有用感を育むことができるような体験活動の機会を積極的に設ける。
- ④携帯電話やインターネット使用のルールを決める。
- ⑤地域での体験を通して、集団の一員としての自覚を育む。

4 「早期発見」について

◎ 早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気づくこと
- ②気づいた情報を確実に共有すること
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること

児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

（1）教職員

- ①教師が豊かな感性で日頃から児童理解、観察に努める。
 - ・いじめのサインを早期に発見する。
 - いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。また、情報は職員間で共有する。
 - ・ノート・日記指導
 - 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記な

どから交友関係や悩みを把握したりする。

②児童との信頼関係を築くとともに、児童への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・定期的なアンケート調査を実施する 「沖縄県いじめ対応マニュアル」
※市いじめアンケート年間3回、学校独自アンケート年間9回の活用
- ・定期的な教育相談を実施する（年間3回）
- ・家庭訪問、個人面談で児童の様子を把握する。
- ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」の「学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント」を定期的に活用し発見に努める。
- ・自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童の様子を報告してもらう。

(2) 児童

- ①どんな場合でも、いじめは絶対に許されないとの認識を強く持つ。
- ②困ったことがあったり、いじめを受けた場合は、すぐに担任、保護者などの身近な人に相談する。
- ③自分以外の人がいじめを受けた場合もすぐに身近な人に知らせる。

(3) 保護者（地域）

- ①児童の様子を注意深く観察するとともに何か変わった点があれば、すぐに学校へ相談する。
- ②子どもとの会話をできるだけ多くする（一緒に食事）
- ③「沖縄県いじめ対応マニュアル」の「家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント」を活用し発見に努める。（学校が配布する）
- ④自治会やPTAは、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童の様子を報告してもらう。

【保護者のためのチェックポイント例】

- 交友関係の変化
- 体調の変化や表情の変化
- 服装の乱れや言葉遣いの変化
- 欠席状況、遅刻・早退の状況
- 持ち物の紛失や持ち物の変化
- 金銭の使い方の変化等

【地域のためのチェックポイント例】

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子を
おごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たさ
れている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。

5 「いじめに対する措置」について

◎基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
(管理職への報告と事実の確認) 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(1) いじめ被害者への対応

①教職員の対応

ア. 児童への対応

- ・潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ・被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。
- ・良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ・学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

イ. 保護者への対応

- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。

②保護者の対応（子どもに対してどう関わるか）

- ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- ・不安を除去し、安全の確保に努める。
- ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
- ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

(2) いじめ加害者への対応

◎基本的な姿勢

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

①教職員の対応

ア. 児童への対応

- ・いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的に持つ。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・いじめを完全にやめさせる。
- ・いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ・いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
○何があったのか？○どんなことから？○いつ頃からか？○どこで？○どんな気持ち？
○どんな方法で？○誰が（命令）したのか？○複数？ 等。
- ・不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- ・相手に与えた苦しみ、痛み気づかせる。
- ・課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- ・学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- ・場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ・必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談の活用。

イ. 保護者への対応

- ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
- ・保護者の心情を理解する（怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等）。
- ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
- ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ・事実関係は正確に伝える。
- ・憶測で話をしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ・学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。

- ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- ・教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。

③保護者の対応（子どもに対してどう関わるか）

- ・両親と一緒に叱責しない。それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- ・事実を聞き出す。
 - どんな行動をしたのか？ その結果どうなったのか？
- ・徹底的にいじめを否定する。
 - 「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
 - 「いじめられた子は苦しんでいる」
 - 「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- ・きちんと謝罪する。
- ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- ・今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ。

(3) いじめ傍観者への対応

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

【傍観者指導のためのチェックポイント】

<はやし立てる児童>

- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

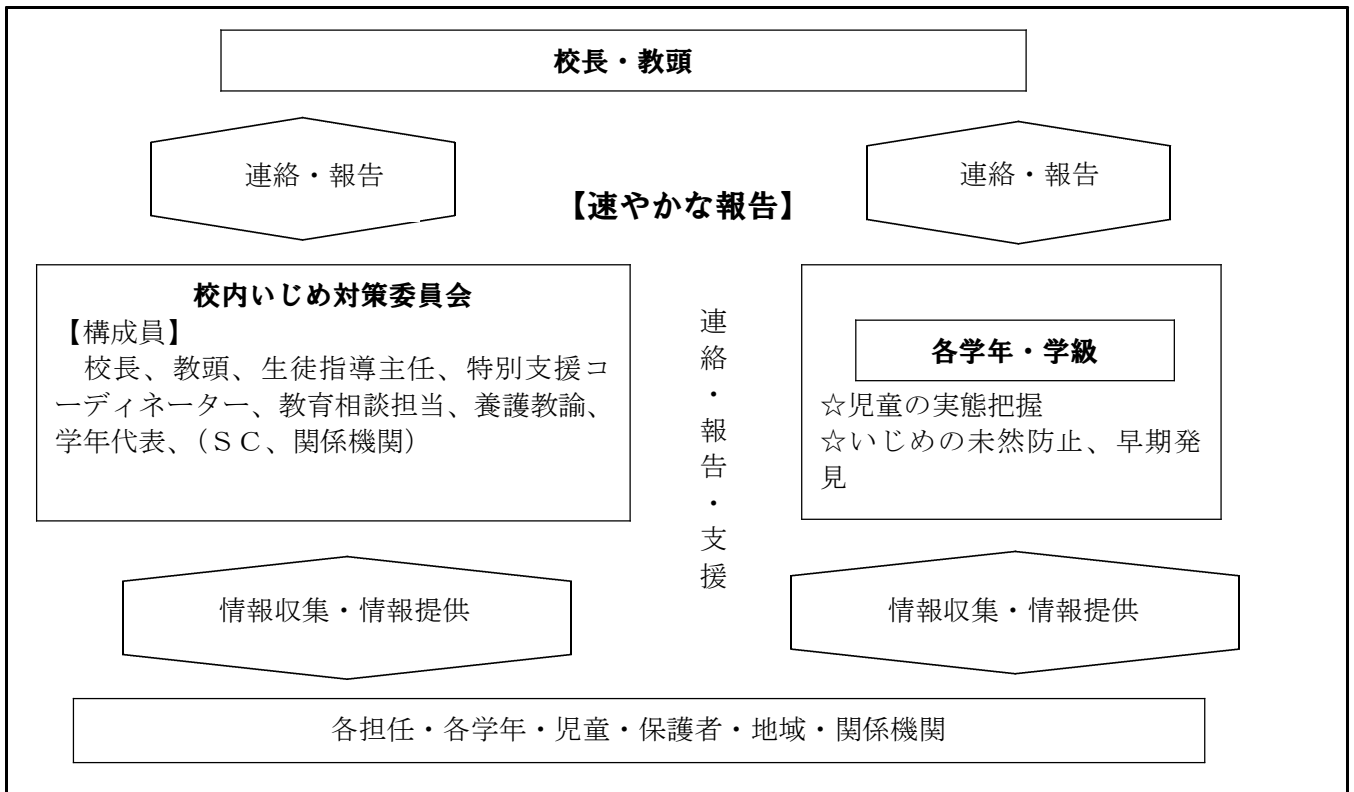
<見て見ぬふりの児童>

- いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめの行為への負担と同じであることに気づかせる。

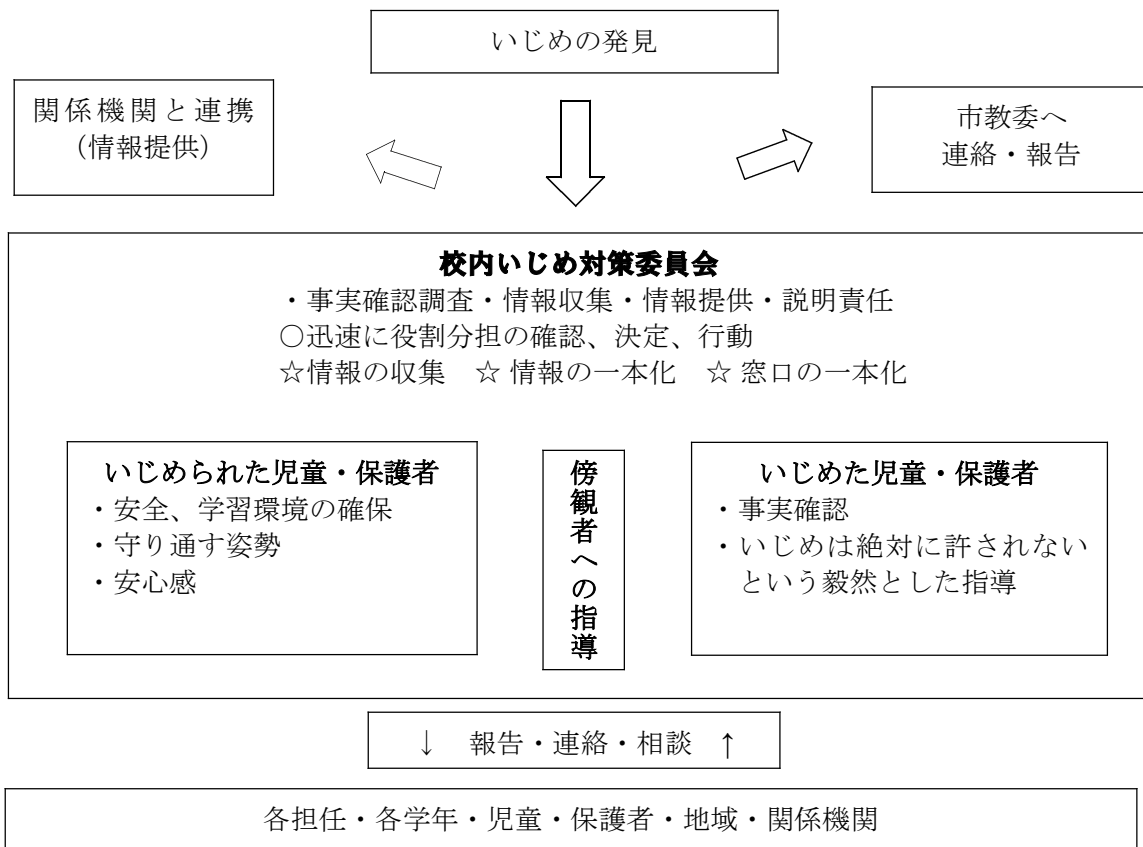
<学級全体への指導>

- 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 学校行事を通して、学級の連帯感を高める。

6 いじめ防止体制



(2) いじめ発生時



7 ネット上のいじめの対応

① ネットいじめについて

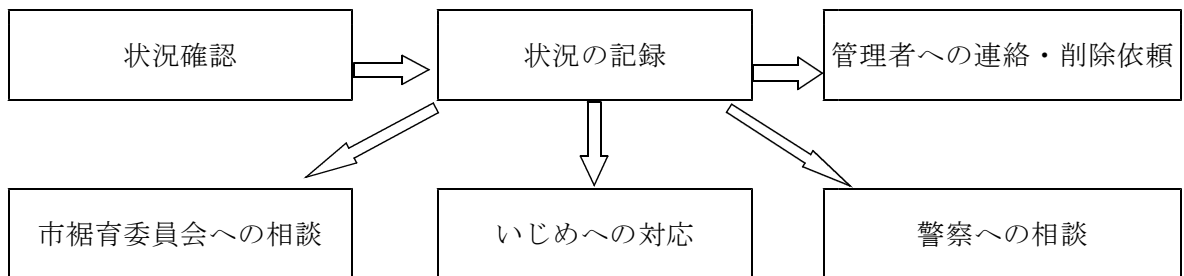
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

② ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発に努める。
- 教科や学級活動、道徳、集会等における情報モラル教育の充実に努める。
- インターネット利用に関する職員研修を実施。

③ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報により、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときの手順



重大事態への対処

(1) 学校による調査組織の設置 28条①

① 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

（「いじめ防止対策推進法」より）

② 重大事態への対処

重大事態の報告

- 校長が重大事態と判断した場合、市教育委員会に速やかに事態発生について報告する。

重大事態への調査

- 重大事態が発生した場合は、市教育委員会と連携して、通常の方策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、市教育委員会の適切な指導及び支援のもとで、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのよ

うな様態であったかなどの客観的な事実関係を明確にする。

- いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合
 - ・ いじめられている児童から聞き取り調査を行う。
 - ・ 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
 - ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
 - ・ 当該児童の保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 在籍児童や教職員に対し、質問紙調査および聞き取り調査を行う。
- 関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- 調査を行った場合は、教育委員会の適切な指導及び支援のもとに、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断する。

[自殺の背景調査による留意事項]

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対して、配慮と説明を行う。
- 遺族に対して在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 調査を行う組織については、市教育委員会と連絡・連携して指示を仰ぐとともに弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）を加える。
- 背景調査については、資料や情報の信憑性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- 調査により判明した事実の影響についての分析評価は、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で情報がなかったらと、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。

8 年間計画の作成および評価（PDCAサイクル）

	指導などの内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者等への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ対策に関わる共通理解 【職員会議】 ○ 児童に関する情報交換【職員会議】 ○ 人権の日の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学級開き・規律づくり 【学級活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との情報交換 (チェックシート配布) 【家庭訪問】 ○ いじめ対策啓発活動 【PTA総会】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ いじめアンケート調査① ○ 教育相談旬間（児童理解） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行事を通した人間関係づくり 【一年生を迎える会】【春の遠足】 ◎ いじめ防止集会 ◎ 学習規律評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との情報交換 【学級保護者会】 【日曜授業参観】
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ コンプライアンス研修 ○ 学習規律評価 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 平和集会 ◎ 行事を通した人間関係づくり ◎ 学習規律評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ対策啓発活動 ○ 民生委員・児童委員との情報交換会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ 児童に関する情報交換【ケース会議】 ○ 「いじめ問題の取り組み点検表による評価（教師用・学校用）」 ○ いじめに関する職員研修【夏期休業中】 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行事を通した人間関係づくり 【社会見学等】 ◎ 学習規律評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との情報交換 【個人面談】【子ども会】 ○ 地域への啓発活動 【支部懇談会】 (チェックシート配布)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童に関する情報交換【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 規律の再確認【学級活動】 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ 教育相談旬間（児童理解） ○ いじめアンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行事を通した人間関係づくり 【社会見学等】【修学旅行】 【宿泊学習】 ◎ 学習規律評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との情報交換 【授業参観】
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行事を通した人間関係づくり 【社会見学等】 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ 「いじめ問題の取り組み点検表による評価（教師用・学校用）」 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行事を通した人間関係づくり 【社会見学等】 ◎ 学習規律評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との情報交換 【授業参観】 ○ 学校評価の実施

	○ 学習規律評価		
1 2 月	○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ いじめアンケート調査③	◎ 行事を通した人間関係づくり 【社会見学等・上田っ子発表会】 ◎ 学習規律評価	
1 月	○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ 教育相談旬間（児童理解）	◎ 規律の再確認【学級活動】 ◎ 学習規律評価 ◎ 行事を通した人間関係づくり 【大縄跳び大会等】	○ 保護者との情報交換 【授業参観】
2 月	○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ 学習規律評価 ○ いじめ防止基本方針についての検討	◎ 学習規律評価	○ 保護者との情報交換 【授業参観】
3 月	○ 人権の日の取り組み ○ 児童に関する情報交換 【いじめ対策委員会】 ○ 「いじめ問題の取り組み点検表による評価（教師用・学校用）」 ○ 今年度の評価・反省・改善	◎ 行事を通した人間関係づくり 【六年生を送る会】【卒業式】	

9 P T A 及び関係機関などとの連携について

① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア P T A 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。

イ 保護者向けの講演会を年間1回実施する。

② 情報発信及び基本方針の周知

ア 年度当初の P T A 総会において、本基本方針の説明を行う。

イ 学校ホームページに本基本方針を掲載する。

③ 地域の活動によるいじめの未然防止

ア 支部懇談会において啓発活動を行う。

④ 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員等との連携

⑤ 校区内保育園・幼稚園・豊見城中学校との情報交換

10 学校のホームページ等での公開

①本基本方針は、学校ホームページにて公開し、広く保護者、地域への理解を図る。

②随時取り組みの反省、評価をし、内容を改善した場合は、速やかに更新する。

【参考として・・】○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は・・・。

○規律（きりつ） ○学力（がくりょく） ○自己有用感（ゆうようかん）

★きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てることがいじめを未然に防ぐことにつながる。